



富田林市公告第131号

富田林市中学校給食調理等業務について、公募型プロポーザル方式により受注候補者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年8月1日

富田林市長 吉村 善美



1. 業務概要

- (1) 業務名 富田林市中学校給食調理等業務
- (2) 業務内容 別途配布する「富田林市中学校給食調理等業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領」（以下「実施要領」という。）及び「富田林市中学校給食調理等業務（単価契約）仕様書」のとおり。
- (3) 業務期間 令和8年9月1日から令和11年8月31日まで
なお、契約締結日の翌日から令和8年8月31日までは、本業務開始に係る準備期間とする。
- (4) 委託料 1食あたり500円（消費税及び地方消費税を除く。）を上限とする。
なお、本金額には食材費は含まれない。

2. 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、本業務に関する十分な知識及び技術を有し、参加表明書の提出日時点で、次に掲げる資格要件の全てに該当すること。

- (1) 富田林市入札参加資格者名簿に登録されており、本市から入札等参加停止を受けていないこと。
- (2) 富田林市契約からの暴力団排除措置要綱（平成23年富田林市要綱第85号）別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立

てがなされていないこと。

- (8) 手形交換所による取引停止処分を受けていない者であること。
- (9) 本業務の参加について、企業連合のような2社(者)以上の事業者で構成される事業体の参加でないこと。

3. 選定手順

受注候補者の選定は、富田林市中学校給食調理等業務受注候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が行う。

(1) 参加資格確認

上記の資格要件を満たしているかを、参加表明書等により確認する。

(2) 書類審査(1次審査)及びプレゼンテーション(2次審査)

提出された書類及びプレゼンテーションの内容をもとに、別途定める審査基準に基づき選定委員会において審査し、受注候補者を選定する。

4. 手続等

(1) 事務局

富田林市教育総務部学校給食課中学校給食係

郵便番号 584-0071

住所 富田林市藤沢台二丁目3番2号

電話番号 0721-69-4919

電子メールアドレス chugaku-kyushoku@city.tondabayashi.lg.jp

(2) 実施要領等の交付

ア 交付期間

令和7年8月 1日(金) 午前9時から

令和7年8月22日(金) 午後5時まで

イ 交付方法 富田林市ウェブサイトよりダウンロード

(3) 参加表明書等の提出

ア 提出期間

令和7年8月19日(火) 午前9時から

令和7年8月29日(金) 午後5時まで

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 郵送(書留郵便に限る。)又は電子メール

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期間

令和7年9月 1日(月) 午前9時から

令和7年9月19日(金) 午後5時まで

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 正本：郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参

副本：電子メール

※郵送の場合は、上記提出期間必着とする。

(5) 書類審査（1次審査）

ア 日 程 令和7年10月上旬（予定）

イ 留意事項 企画提案書等の内容をもとに上位3者まで2次審査対象者として選定する。なお、提案事業者が3者以下の場合は、1次審査を行わない。

(6) プレゼンテーション（2次審査）

ア 日 程 令和7年10月中旬（予定）

イ 留意事項 企画提案者等の内容及びプレゼンテーションをもとに、受注候補者として選定する。

なお、提案事業者が1者のみの場合であってもプレゼンテーションは実施する。

5. その他留意事項

(1) 本業務に関して実施要領の公示の日から選定結果の公表の日までの間、選定委員会の委員及び本業務に関係する市職員への接触を禁じる。

※参加表明書等の提出時、質問書の送付時、企画提案書の提出時及びプレゼンテーション時は除く。

(2) 本提案に係る諸経費は、提案事業者の負担とする。

(3) 提出期限以降の書類の提出、差替え及び再提出は、一切受け付けない。

(4) 提出された書類の返却は行わない。

(5) 提出された書類は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しない。

(6) 提出された書類は、審査の範囲内で複製することがある。

(7) 企画提案書類の著作権は、本業務のプロポーザルの選定結果が確定するまでの間は提案事業者に帰属する。

(8) 選定の過程及び評価結果、契約締結等に関する情報公開については、富田林市情報公開条例（平成11年富田林市条例第24号）及び、富田林市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインの規定に基づいて対応する。

※受注候補者以外の各者の得点、順位は当事者にのみ開示する。

※企画提案書等提出書類は、富田林市情報公開条例の規定に基づき保護される部分を除き、原則情報開示の対象となる。

(9) 参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。

なお、参加表明書の提出後に本業務への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、プロポーザル辞退届を文書で提出すること。

(10) 本業務への参加及び不参加を問わず、本案件において知り得た情報（周知の情報

を除く。)は、本案件の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。

- (11) 選定された受注候補者は、委託業務の開始後、速やかに本業務の実施方法等、仕様の詳細について本市と協議の上、必要な準備を進めること。
- (12) 審査結果に対する異議は一切認めない。